

役割

三木市育児ファミリーサポートセンターの
5つの役割とアドバイザーより

①会員の募集、登録その他の会員組織業務

②会員同士の相互援助活動の調整など



- 当日の援助受付は午後5時までとなります。
- 援助依頼は1か月前から調整していきます。

③会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催

④会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催



- 安心して預けたり預かったりしていただけるよう、講習会・研修会・交流会を開催しますのでご参加ください。

⑤保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

場所

三木市育児ファミリーサポートセンターの
業務時間と事務所の所在地



〒673-0403

兵庫県三木市末広1丁目6番46号
(三木市立市民活動センター1F)

電話:(0794)82-2395

FAX:(0794)82-6666

E-mail:famisapo@miki.or.jp



【地図QRコード】

【業務日・時間のご案内】

月曜日から土曜日 8時30分から午後5時まで

※業務を休んでいる日:日曜日・祝日・第3木曜日・年末年始(12月29日~翌年1月3日)

三木市育児ファミリーサポート センターのご案内

育児の **援助を受けたい人** と **援助を行いたい人** とを結びます。



育児ファミリーサポートセンターは「子育てを応援したい」「子育てを応援してほしい」両者を“つなく”組織です。

相互援助の例として！

「子育てを応援したい」「子育てを応援してほしい」両者が育児ファミリーサポートセンターの会員となり、子育てを応援してほしい会員が次のような援助を求めてきたとき、子育てを応援したい会員が援助をしていただけます。



保育施設などへの送り迎え



保育施設などの時間外や、学校の放課後などに子どもを預かる



保護者が買い物など外出の際、子どもを預かる



保護者の病気や冠婚葬祭などの急用事に子どもを預かる



病後児の預かりや早朝・夜間などの緊急時に子どもを預かる

「病児」の預かりは三木市育児ファミリーサポートセンターでは行っていません。そのような時は病児・病後児保育室ノア(☎83-5960)にご相談ください。

※保育施設とは、保育所、認定こども園、幼稚園、アフタースクールなどのことです。

会員となる要件として！

会員登録には次の3つの区分があります。

会員区分	要件
依頼会員	市内に居住もしくは勤務する方、概ね0歳から小学校6年生までの児童があられる方で援助を受けたい方
協力会員	育児の援助を行いたい方、心身ともに健康で、積極的に相互援助活動を行うことができる方
両方会員	上記の「依頼会員」と「協力会員」の要件を満たす方

【会員になった場合】

□会費はありません

□会員は、年に数回開催される次の催し等に参加してください

会員区分	交流会	講習・研修会
依頼会員	○	×
協力会員	○	○
両方会員	○	○

援助活動はこんなふうに行われます

①会員登録

※会員登録は30分で完了します。

※登録と同時に、活動中の事故に備え「補償保険」に加入します。なお、個人負担はありません。



依頼会員 Aさん

援助を受けたい方



協力会員 Bさん

援助を行いたい方

※資格は不要です。

会員登録

援助活動の依頼

会員登録・講習会の受講

②援助活動の依頼・実施

※アドバイザーが依頼会員と協力会員の仲介・紹介をします。

育児ファミリーサポートセンター (アドバイザー)

協力会員 Bさんの紹介

依頼会員 Aさんの援助打診

依頼会員・協力会員の顔合わせと事前打ち合わせ



依頼会員 Aさん

援助活動を実践



協力会員 Bさん

③活動後

協力会員へ報酬の支払い

報酬支払い

育児ファミリーサポートセンターへ「活動報告書」を提出

援助活動日	活動報酬	
月曜日～金曜日 (休日を除く) 午前7時～午後8時	500円/時間	
上記時間外、土・日・祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)、子どもが軽度の病気の場合	600円/時間	
時間延長の場合	30分以内	上記時間の半額
	30分を超え1時間まで	1時間の料金

